

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：34305
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2023
課題番号：18K01054
研究課題名（和文）中世盛期スコットランドの王国共同体形成過程における教皇特任裁判官による紛争解決

研究課題名（英文）Conflict resolution by papal judges-delegate in forming the community of the realm of Scotland in the high Middle Ages

研究代表者
西岡 健司（Nishioka, Kenji）

京都女子大学・文学部・准教授

研究者番号：70580439
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：12～13世紀のスコットランドでは、ローマ教皇が個別の訴えに応じて現地の教会人を特別な裁判官に任命する教皇特任裁判が普及していった。本研究は、この特殊な裁判制度と、同時期に進行した王国共同体形成との関連性の究明を試みたものである。具体的には、裁判を通じて形成された多様な人間関係の様相を明らかにすることで、特任裁判制度が王国共同体の土台となる人的ネットワーク構築の重要な回路のひとつとなっていたことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中世ヨーロッパにおいて形成された王国共同体に関して、スコットランドの事例は特に注目される現象である。本研究の成果は、教皇特任裁判を介した人的交流の実態を具体的に明らかにすることを通して、その形成過程を理解するひとつの重要な鍵を提供するものである。
また、教皇特任裁判の制度は、中世の教皇権の展開において重要な要素のひとつに数えられるが、各地域における運用実態を具体的に解明する研究は少なく、本研究が明らかにしたスコットランドの事例は、13世紀の教皇権のあり方を理解する一助ともなる。

研究成果の概要（英文）：In the twelfth- and thirteenth-century Scotland, more and more conflicts were settled by local clergymen as papal judges-delegate, appointed by the pope in response to individual appeals. This study attempts to elucidate the relationship between these special trials and the then forming community of the realm. Revealing the specific connections formed among the people involved in the trials suggests that the system of papal judges-delegate was one of the important media through which to form the human networks as the foundation of the community of the realm.

研究分野：中世スコットランド史

キーワード：中世スコットランド 王国共同体 ローマ教皇 教会裁判 紛争解決

1. 研究開始当初の背景

スコットランド史において中世盛期のカンモア朝時代(1058~1290年)は、ブリテン島内における独立王国としての基盤が確立すると同時に、民族的出自や慣習を異にする多様な地域の統合が進み、ひとつのスコットランド人から成る王国共同体が形成される時期にあたる。

スコットランドの歴史的アイデンティティ確立の要となる王国共同体形成過程の研究は、スコットランド史全体の核心的な課題として注目を集めてきた。従来の主要な研究では、中世から近世への大局的な移行の流れを念頭に、聖俗両面における王国の統一的な制度的発展の道筋の解明に重点が置かれてきた(20世紀後半の代表的研究として、A.A.M. Duncan, *Scotland: the Making of the Kingdom*, Edinburgh, 1975; G.W.S. Barrow, *Kingship and Unity: Scotland 1000-1306*, Edinburgh, 1981. 最近の研究として、A. Taylor, *The Shape of the State in Medieval Scotland, 1124-1290*, Oxford, 2016 など)。加えて近年では、中世スコットランド人のアイデンティティの在り方そのものを対象とした研究も精力的に進められている(例えば、D. Broun, *Scottish Independence and the Idea of Britain: from the Picts to Alexander III*, Edinburgh, 2007 など)。一方で、スコットランドは中世西欧世界の中でも、ひととき顕著な共同体意識を表明する存在として注目されながら(S. Reynolds, *Kingdoms and Communities in Western Europe 900-1300*, 2nd edn, Oxford, 1997, p. 274) 共同体としての水平的な結びつきを生み出す具体的なプロセスに関しては、未だまとまった研究成果が提示されておらず、人的関係構築を促す多様な回路の解明は、未解決の課題として残されている。

2. 研究の目的

本研究では、そうした人的ネットワーク形成の重要な回路のひとつとして、教皇特任裁判官による紛争解決に焦点をあてる。12世紀後半から13世紀にかけて発達した当該裁判では、教皇が王国内の聖界有力者複数名を裁判官に任命したが、その人選は通常の裁判や仲裁とは異なる場合が多く、受任者と紛争当事者との間に異例な接触の機会を創出した。また、紛争解決の過程では当事者間の和解を優先するために、聖俗多様な人々を巻き込みながら解決法が模索される場合も希ではなく、事後継続的な人間関係が形成された形跡も垣間見える。本研究では、個々の紛争の経緯を具体的に明らかにし、紛争に関与した人々の動態を詳細に分析することで、教皇特任裁判を媒介とした人的関係構築の実態を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

12・13世紀のスコットランドにおける教皇特任裁判については、P.C.ファーガソンによる詳細な研究があり、裁判官の顔ぶれや、裁判で扱われた内容、裁判進行の手続き等について、基本的な情報が丁寧に整理されている(P.C. Ferguson, *Medieval Papal Representatives in Scotland: Legates, Nuncios, and Judges-Delegate, 1125-1286*, Edinburgh, 1997)。ただし、ファーガソンの主眼は裁判の有効性を検証することにあるため、紛争解決のプロセスにおける関係者の人的関係の分析には踏み込んでいない。そこで、本研究では、ファーガソンが特定した156の教皇特任裁判の事例について、個々の裁判に関わった人物と、裁判で争われた事案に関する可能な限りの情報を各種の史料から収集し、誰が何について争い、誰によってどのように解決されたのかを綿密に検討することで、裁判を通じて生み出される人的関係の具体的な様相を明らかにする。

4. 研究成果

第一に、蓄積されたデータの量的分析からは、司教区の枠組みを超えた広域的な交流関係が多様に生み出されていく傾向が、次のとおり確認された。

(1) 特任裁判官の組合せ

スコットランドにおける教皇特任裁判においては、多くは3名ないし2名の裁判官がスコットランド管区内から選任されている。教皇による裁判官選出の具体的な経緯については不明な点も残るが、実際に選出された裁判官の多彩な組合せからは、特任裁判の機会が司教区の枠組みを超えた広域的な交流を教会人の間に生み出していたことが判明した。具体的には、裁判官が3名1組のチームの場合、全員が同一司教区のメンバーであるケースが約57%と半数を超えるものの、異なる司教区のメンバーが1名加わるケースが約36%あり、残りの7%では3名とも司教区の異なるメンバーの組合せとなっている。2名1組の場合でも、同一司教区の組合せが約56%なのに対し、異なる司教区の組合せが44%あり、全体として4割を超える裁判において、司教区の異なる教会人が協力して紛争の解決にあたっていたことになる。

(2)特任裁判官と係争対象の関係

紛争の解決にあたる裁判官は、係争対象のことをよく知り得る人物が理想とされたとしても、現実には必ずしもそうはなっていない。係争対象の所在地が明確に特定される限りにおいて、同一司教区内の裁判官のみによって裁かれている事例は約19%にすぎず、残りの81%の事例では、係争対象とは異なる司教区に属する教会人が少なくとも1人は裁判官に含まれている。さらに、後者のうちの約70%は、裁判官全員が係争対象とは異なる司教区に属する人物となっている。すなわち、スコットランド管区の教会人たちは、必ずしも馴染の深くない地域に関する紛争の解決を委ねられることが珍しくなく、教皇特任裁判を通じて、自身の属する司教区の枠を超えた交流の機会を重ねていたことになる。

(3)特任裁判官と紛争当事者の関係

教皇特任裁判における先行研究においては、特任裁判官の人選における紛争当事者との近接関係が指摘されており、スコットランドの事例でも裁判官と当事者との間に既存の関係性が一定程度は確認される。しかし、教皇特任裁判が新たな人的関係を生じさせる機会となった可能性をうかがわせるケースも少なくない。この点に関してはとくに量的に示すことは難しく、個別に質的分析が必要となるが、ここでは参考までに、特任裁判官と紛争当事者が属していた司教区の関係性について触れておく。所属が明確に特定される限りにおいて、全体の44%の事例では、そもそも紛争当事者双方が異なる司教区の人物であるため、少なくとも片方の当事者と裁判官の司教区は必然的に異なることになる。残り55%は同一司教区内の人物間の紛争になるが、そのうち、裁判官もすべて両当事者とおなじ司教区であるケースは約27%にすぎず、少なくとも司教区の異なる裁判官を含む残りの事例のうち、半数以上の約58%では、紛争当事者と同じ司教区の裁判官は一人も含まれていない。

次に、個々の裁判事例の質的分析からは、下記のような特任裁判の性格に起因する特色が確認された。

(1)解決に要する期間

教皇特任裁判は、教皇庁を介するという性質上、そもそも裁判期間が長びくケースが少なくない。裁判期間が明確に判明する限りにおいて、1年以内に決着する事例は25%程度であり、半数を超える約55%は2年以上の歳月を費やしており、関係者の間に長期継続的な関係性をもたらした。なお、解決までの期間を長引かせた要因としては、次に述べる上訴の問題と和解を優先させる解決方法も影響している。

(2)上訴と再審

特任裁判で扱われる事案は解決の難しい問題が多く、一度で解決せずに、教皇庁に上訴が重ねられる場合も少なくなかった(確認できる限りで約17%が該当)。上訴がなされた場合には、基本的に裁判官が一新され、改めて別の特任裁判官が選任されることとなったため、上訴の度に異なる人的関係が生み出されていった。

(3)協力者の存在

解決の困難さは、裁判官たちに多くの協力者を要請した。また、特任裁判において、判決による結審よりも当事者間の和解が優先されたことも、その傾向を強めた。当事者双方の合意をとりつけ、裁判後もその合意を維持するためには、教会人のみならず、国王をはじめとした俗人有力者の支援も必要であり、裁判は聖俗含めた人々の間に多様な関係を取り結ぶこととなった。

(4)裁判の対象範囲

特任裁判が扱う対象はきわめて広範囲におよび、例えば俗人によって寄進された土地など、俗人が利害関係者として直接関わるケースも多く、そうした点でも特任裁判は聖俗含めた人的交流の場となっていた。

以上のように、スコットランドにおける教皇特任裁判は、管区内の複数の教会人からなるチームが、管区内の多様な紛争事案について、聖俗さまざまな人々の協力を得ながら、長い時間をかけて解決策を模索していく経験を継続的に生み出す機会となっていた。このことから、同時期に形成が進む王国共同体の基盤となる人的ネットワークの構築において、教皇特任裁判の制度がひとつの重要な回路を提供していたことが示唆される。

なお、当初の予定では、史料状況の良好な人物に関して人的交流の経験を綿密に跡づける質的分析を重ね、教皇特任裁判が生み出す交流の場をより具体的に描き出す予定であったが、研究期間半ばから新型コロナウイルス感染症の影響によって海外史料調査が制限されたために、十分な分析を経た成果をまとめるまでには至らなかった。この点については、継続的な課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 高田京比子、田中俊之、轟木広太郎、中村敦子、小林功、服部良久、西岡健司、中田恵理子、渋谷聡、図師宣忠、藤井真生、佐藤公美、青谷秀紀、坂上政美、松本涼、櫻井康人、高田良太、上柿智生、櫻井美幸	4. 発行年 2021年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 488
3. 書名 中近世ヨーロッパ史のフロンティア	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------